

令和4年度11月期－3 定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査

2 監査の範囲

監査の対象期間中に執行された、財務に関する事務及びその他の事務

3 監査の着眼点

財務に関する事務及びその他の事務の執行が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査を実施した。

4 監査の執行者

代表監査委員 関口 広行
監査委員 鴻巣 義則

5 監査の対象

都市整備部 都市施設課

6 監査の期間

監査対象期間 令和4年4月1日から令和4年10月31日まで
監査実施期間 令和4年11月7日から令和4年11月25日まで

7 本監査の期日

令和4年11月25日

8 監査の方法

(1) 書類監査

書類監査においては、監査対象から提出された定期監査資料、関係書類等に基づき、監査委員事務局職員による予備監査を実施した。

(2) 委員監査

委員監査においては、監査委員事務局作成の予備監査調書と対象の課等の長より提出済み資料等に基づき説明を受け、監査委員による質疑等を行い本監査を実施した。

第2 監査の結果

1 財務事務の執行

＜課題点等＞

契約関係書類について、仕様書に示された提出書類の提出漏れや、記入誤りが散見された。

これ以外については、概ね適正に行われていた。

2 その他の事務の執行

概ね適正に行われていた。

3 意見

財務事務の執行において一部に課題は見られたものの、それ以外は概ね適正に執行及び事務処理がなされていることが確認できた。

ただし、契約関係書類の提出漏れや誤記が散見されたことから、書類管理にリスクが多い状況が伺える。都市施設課は工事や委託等契約の件数も多く、その書類管理は非常に重要である。改善を図りたい。

なお、緑の少年団活動事業において事業完了前に補助金の交付を行っているが、その理由を明示した書類が確認できなかった。自主財源のない活動であることから事業着手前の交付は理解できるが、根拠理由を明確にし、適正に決裁を受けることが必要である。